

令和8年度  
芦屋市一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理実施計画)

令和8(2026)年3月

芦屋市

# 芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

## 目 次

基本理念及び基本方針	1
1 計画区域等	1
2 計画期間	1
3 処理主体	1
4 ごみ処理の評価	2
5 方策の検証	4
6 課題の抽出と次年度の方策	5
7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）	8
8 収集・運搬計画	8
9 中間処理計画	14
10 最終処分計画	15

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

### 基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、  
持続可能な循環型社会を目指します

### 基本方針

- (1) 基本方針1 日常における環境意識の醸成
- (2) 基本方針2 市民参画・協働の推進
- (3) 基本方針3 多様な主体との連携
- (4) 基本方針4 排出事業者・責任の徹底
- (5) 基本方針5 新施設の検討・構想

#### 1 計画区域等

- (1) 収集区域：芦屋市全域
- (2) 収集面積：18.57 km<sup>2</sup>
- (3) 計画収集人口：93,482人（令和7年10月1日現在）

#### 2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 3 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

#### 4 ごみ処理の評価

本計画の上位計画である令和4年3月策定の「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」において設定した目標値と現況の比較結果は次のとおりです。

※ 見込み：令和7年12月末（6月を除く）のデータをもって1～3月の値を推計し集計しています。

##### (1) ごみ量の内訳

項目\年度	単位	R6	R7	増減	増減率
		(実績)	(見込み)	R7-R6	R7/R6
生活系ごみ	t/年	20,600	20,309	▲ 291	98.6%
燃やすごみ	t/年	15,142	15,136	▲ 6	100.0%
燃やさないごみ	t/年	2,542	2,471	▲ 71	97.2%
資源ごみ	t/年	1,867	1,815	▲ 52	97.2%
紙資源	t/年	870	845	▲ 25	97.1%
ペットボトル	t/年	236	241	▲ 5	102.1%
缶	t/年	103	101	▲ 2	98.1%
びん	t/年	658	628	▲ 30	95.4%
その他燃やさないごみ	t/年	675	656	▲ 19	97.2%
粗大・一時多量ごみ	t/年	355	295	▲ 60	83.1%
集団回収	t/年	2,561	2,407	▲ 154	94.0%
事業系ごみ	t/年	8,170	8,016	▲ 154	98.1%
燃やすごみ	t/年	7,895	7,709	▲ 186	97.6%
燃やさないごみ	t/年	275	307	▲ 32	111.6%
ごみ排出量	t/年	28,770	28,325	▲ 445	98.5%

(2) 令和7年度の目標値と達成状況

項目\年度	単位	R6	R7	R7	R7評価
		(実績)	(見込み)	(目標)	(見込み)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	837.8	830.1	880.2	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	470.9	471.5	481.4	達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,170	8,016	7,875	未達成
④ (参考) 集団回収量	t/年	2,561	2,407	—	—
⑤ リサイクル率	—	16.2%	15.7%	19.4%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	3,798	3,588	3,799	達成

※②家庭系ごみとは、生活系ごみのうち、資源ごみと集団回収を除いたもの

※④集団回収量の目標値は、⑤リサイクル率に含めたため、個別に目標値は設定していない

※⑤リサイクル率は、(資源化量+集団回収量)÷ごみ排出量(集団回収含む)の割合

※⑥最終処分量は、灰の資源化を含む

(3) 評価・前年度との比較

上記(2)表中の① 1人1日当たりのごみ排出量と、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標値を達成しているものの、前年度と比較して、②は増加しています。これは、令和7年6月にパイプラインの輸送管内に大量の水が侵入したため、水の重量も加わっているものと推測しています。例えば、水の侵入のあった6月を除いて試算しますと、②も前年度より減少していることとなります。

③事業系ごみ排出量は令和6年度以降減少傾向ですが、計画策定時点のコロナ過以降、経済は緩やかな成長軌道にあり、生産・消費活動が回復基調を維持しているため、事業系ごみの排出量が計画どおりになっておらず、目標値に対しては未達成となっています。

⑤リサイクル率は下がっており、目標値に対しても未達成となっています。近年の電子化などにより、新聞紙などの発行部数の減少が続いていることから、ごみ排出量が減少している率よりも大きな率で資源ごみが減っていることが要因の一つだと考えられます。

参考1：実績値等の推移

項目\年度	単位	R3	R4	R5	R6	R7
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	932.5	897.5	877.0	837.8	830.1
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	※543.5	515.7	497.3	470.9	※471.5
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,447	8,409	8,553	8,170	8,016
④ (参考) 集団回収量	t/年	2,962	2,812	2,638	2,561	2,407
⑤ リサイクル率	—	15.9%	16.2%	15.9%	16.2%	15.7%
⑥ 最終処分量	t/年	4,320	4,166	3,955	3,798	3,588

※ 指定ごみ袋の効果として、表中②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が、導入(令和5年度)の2年前(令和3年度)と2年後(令和7年度)を比較して9%削減することを目標と掲げていました。令和7年度は見込み値ではありますが、約1割強の削減となり、目標を達成できる見込みです。

5 方策の検証

令和7年度実施計画の方策の検証

課題と方策	取り組み内容	評価	重点取組		
			1	2	3
<p>1 <b>課題</b>：燃やすごみに混入する紙類が依然として多く、より一層分別を促進する必要がある。</p> <p><b>方策</b>：ごみの減量化と再資源化の推進</p>	<p>本・古着の交換会及び紙資源やりちウムイオン電池・廃食用油の資源回収を、7月以降毎月2回開催し、12月末時点で約1,000名以上の参加があり、約2.8tの資源を回収した。11月9日には市民団体や学生、企業と連携イベントを開催し、悪天候にもかかわらず約240名の参加があり、3Rやアップサイクル等を知っていただいた。</p> <p>また、紙リサイクルの大切さを伝えるため、夏休み親子見学会や環境フェスタで、関係団体と連携し講座や啓発を行いました。</p> <p>(基本方針1・3)</p>	<p>多くの関係者と連携し市民の意識向上に向けて取り組むことができた。さらなる意識向上に向けて、継続していくことが必要である。</p>		○	
<p>2 <b>課題</b>：ごみの出し方や分別方法に限らず、市が行っている施策を必要としている人に分かりやすく伝える必要がある。</p> <p><b>方策</b>：ごみに関する広報手段の充実</p>	<p>広報あしや11月号の特集記事にて、市が行っている3Rの事業を周知した。また、新たな周知方法として、ペットボトルのリサイクルやりちウムイオン電池の危険性を伝えるYouTube動画を作成し周知した。</p> <p>特にリチウムイオン電池については、4月から継続的に様々な広報手段を活用し廃棄方法の周知に努めた(SNS、小学校出前授業、小学校施設見学会、老人会への出前講座、YouTube動画、イベントでのチラシ配布・実物展示、広報あしや)。</p> <p>また、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の周知にも努めた。</p> <p>(基本方針1・2・3)</p>	<p>イベントでのアンケート結果では、広報あしやで情報を得ている市民が大半を占めており、今後も広報あしやでの周知に取り組んでいく。また、動画での周知にも力を入れていく。</p>		○	○
<p>3 <b>課題</b>：環境処理センターの施設整備に伴い、リサイクル事業そ</p>	<p>次の2つの観点から取り組みを進めている。</p> <p>①市民が気軽に3Rに参加できる環境の整備</p>	<p>3R事業については、目的が市民の意識向上を目指すものであるため、</p>			○

<p>のものの在り方を再編する必要がある。</p> <p><b>方策</b>：今後のリサイクル事業の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間店舗等へ廃食用油のリサイクル回収拠点設置の協力を進めた。(民間店舗や地区集会所など計18箇所に設置)</li> <li>・本・古着の交換会で参加者の意見を聞きながら、11月9日に開催したイベントでは食器・おもちゃの交換会も実施。</li> <li>・上記イベントでは、市民の当事者としての関わりを増やすため、市民団体やボランティア等が主体的に取り組めるよう支援を行った。</li> </ul> <p>②市が行う3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ等のリユースについて、民間事業者との連携を模索している。</li> </ul> <p>(基本方針1・2・3・5)</p>	<p>市民・事業者・市が連携できる仕組みを構築していく必要がある。</p>			
--	---	---------------------------------------	--	--	--

令和7年度実施計画で定めた方策以外にも、以下の取り組みを進めました。

- ・こどもたちへの環境教育を充実させるため、小学校(2校)への出前授業を試行的に実施しました。

## 6 課題の抽出と次年度の方策

### 令和8年度実施計画の方策

限りある資源の循環や脱炭素を促進し持続可能な社会を構築するため、日常における環境意識の醸成や3Rの推進などにより燃やすごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

課題		R8取り組み予定	重点取組		
方策			1	2	3
1	燃やすごみに混入する紙類のうち半分弱程度は資源化が可能な紙類と推測されるため、より一層分別を促進する必要がある。	市民の皆さまによる主体的な取り組みの推進が不可欠なため、本・古着の交換会をベースに、市民主体の取り組みを進める。また資源回収拠点としても拡充させる。(基本方針1・2・3)		○	
	ごみの減量化と再資源化の推進				○
2	持続可能な循環型社会を構築するために、環境への負荷が少ない社会を自らつくる人を育てていく必要がある。	令和7年度に一部小学校で試行的に行った出前授業を、民間企業の協力も得ながら、対象を市内公立小学校全校に広げて取り組んでいく。(基本方針1・3)			○
	環境教育の充実				

3	国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する必要がある。	令和12年4月(予定)のプラスチック分別収集開始に向けて、分別ルールや移行スケジュール、事業方式など、効率的・効果的な方法を検討する。(基本方針5)			○
	プラスチック分別の検討				

参考2：温室効果ガス排出量 芦屋市地球温暖化対策実行計画 区域施策編(令和7年3月)より  
廃棄物分野の温室効果ガス排出量(t-CO2)

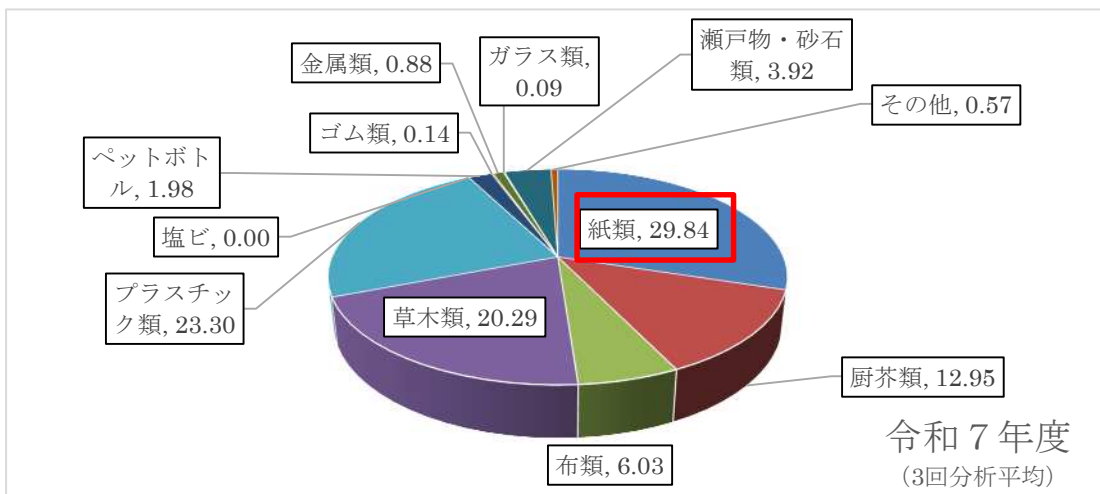
	平成25年度 (2013年度)	令和6年度 (2024年度)	令和32年度 (2050年度)
	(基準年度)	(現況年度)	(将来推計・脱炭素シナリオ)
温室効果ガス排出量	16,919	12,621	11,529

※ 燃やすごみの焼却による温室効果ガス排出量

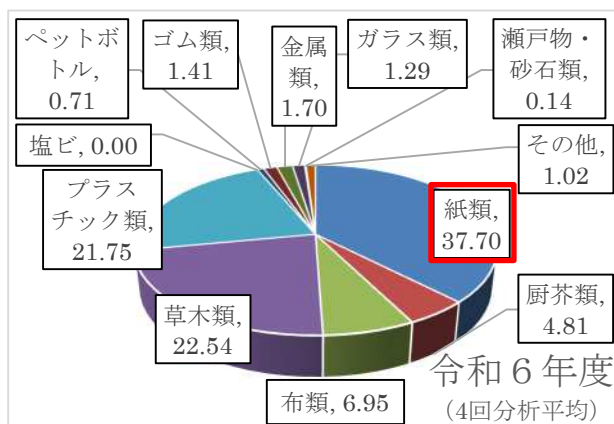
※ 令和6年度(現況年度)は最新の実績値

参考3：燃やすごみの中身(湿重量%)

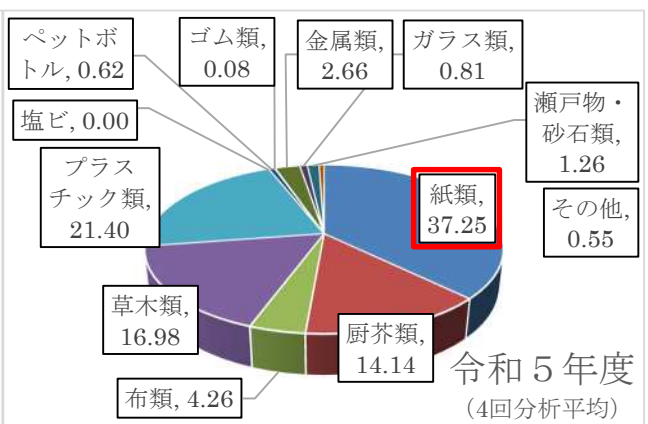
令和7年度(見込み)(5月、8月、11月の3回分析平均)



令和6年度



令和5年度



参考4：兵庫県内の比較

(環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果 (R8.2 時点最新) より)

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量
		合計 (ごみ総排出量)*10 <sup>6</sup> /総人口/366 (g/人日)
	兵庫県	849
1	神河町	703
2	加東市	705
3	多可町	705
4	播磨町	722
5	丹波市	727
6	市川町	737
7	加古川市	778
8	三田市	781
9	太子町	783
10	伊丹市	788
11	高砂市	790
12	稲美町	793
13	川西市	797
14	尼崎市	799
15	西脇市	804
16	宍粟市	813
17	明石市	818
18	西宮市	820
19	養父市	825
20	加西市	838
21	上郡町	840
22	猪名川町	846
23	宝塚市	848
24	小野市	855
25	芦屋市	877
26	姫路市	878
27	朝来市	879
28	神戸市	880
29	香美町	888
30	丹波篠山市	895
31	佐用町	899
32	相生市	923
33	たつの市	936
34	豊岡市	953
35	三木市	964
36	南あわじ市	975
37	赤穂市	976
38	洲本市	1,018
39	福崎町	1,020
40	新温泉町	1,035
41	淡路市	1,132

令和4年度の調査結果

25	芦屋市	897
----	-----	-----

【前年と順位同一】

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量
		家庭系ごみ (生活系ごみ-集団回収量-生活系直接搬入ごみ[資源ごみ]-資源ごみ収集量)*10 <sup>6</sup> /総人口/366 (g/人日)
	兵庫県	465
1	加東市	372
2	伊丹市	374
3	宝塚市	407
4	多可町	422
5	川西市	429
6	丹波市	436
7	神戸市	441
8	西宮市	444
9	尼崎市	445
10	加西市	447
11	加古川市	449
12	西脇市	458
13	養父市	473
14	播磨町	474
15	神河町	474
16	明石市	483
17	相生市	486
18	市川町	486
19	太子町	494
20	芦屋市	497
21	南あわじ市	503
22	三田市	506
23	豊岡市	507
24	淡路市	507
25	洲本市	518
26	高砂市	518
27	猪名川町	519
28	宍粟市	520
29	三木市	528
30	上郡町	530
31	佐用町	531
32	丹波篠山市	532
33	姫路市	534
34	稲美町	535
35	朝来市	539
36	小野市	540
37	香美町	549
38	福崎町	554
39	赤穂市	556
40	新温泉町	558
41	たつの市	568

20	芦屋市	516
----	-----	-----

【前年と順位同一】

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量
		事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10 <sup>6</sup> /総人口/366 (g/人日)
	兵庫県	283
1	市川町	159
2	神河町	159
3	播磨町	170
4	稲美町	172
5	多可町	177
6	丹波市	184
7	三田市	190
8	高砂市	192
9	猪名川町	195
10	宍粟市	209
11	香美町	218
12	川西市	218
13	太子町	218
14	養父市	222
15	朝来市	227
16	加古川市	243
17	尼崎市	244
18	芦屋市	246
19	上郡町	250
20	西脇市	257
21	丹波篠山市	259
22	明石市	265
23	西宮市	269
24	加東市	274
25	小野市	276
26	宝塚市	281
27	伊丹市	282
28	佐用町	287
29	姫路市	288
30	たつの市	296
31	加西市	299
32	神戸市	329
33	赤穂市	332
34	相生市	342
35	南あわじ市	350
36	新温泉町	350
37	三木市	354
38	豊岡市	357
39	洲本市	382
40	淡路市	386
41	福崎町	398

17	芦屋市	242
----	-----	-----

【前年より順位下降】

県内順位	市区町村名	リサイクル率 R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100 (%)
		兵庫県
1	神河町	60.2
2	市川町	58.7
3	宝塚市	30.6
4	養父市	28.2
5	川西市	25.7
6	朝来市	24.3
7	宍粟市	22.9
8	猪名川町	22.3
9	淡路市	21.8
10	高砂市	20.4
11	上郡町	20.0
12	佐用町	20.0
13	太子町	19.8
14	加西市	19.3
15	たつの市	18.4
16	播磨町	17.6
17	加古川市	17.4
18	伊丹市	17.1
19	多可町	15.8
20	新温泉町	15.5
21	香美町	15.5
22	芦屋市	15.5
23	西宮市	15.4
24	丹波市	15.3
25	姫路市	14.8
26	赤穂市	13.9
27	南あわじ市	13.4
28	相生市	13.3
29	三田市	13.3
30	尼崎市	13.3
31	神戸市	12.4
32	洲本市	12.3
33	稲美町	12.2
34	西脇市	11.8
35	豊岡市	11.5
36	三木市	11.4
37	丹波篠山市	9.7
38	加東市	9.6
39	福崎町	9.5
40	明石市	8.5
41	小野市	7.0

21	芦屋市	15.8
----	-----	------

【前年より順位下降】

## 7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

市民生活・事業活動に支障を及ぼすことがないようにするとともに、資源循環や地球温暖化対策を推進する等、未来を担う世代によりよい環境を残すため、市民、事業者、市（行政）の役割を記載します。

### (1) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

### (2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

### (3) 市（行政）の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

## 8 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とします。

なお、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は、より適正な処理を図るため、拠点回収を実施しています。

### (1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行います。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月 1 回車両による収集を行います。

ア 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

（ア） 一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

（イ） 事業所が排出する事業系ごみ

（イ） 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

（イ） 事業活動に伴って生じたごみ

ウ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合での引き取りを進めるとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社とも連携しています。

## (2) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ 家庭ごみステーションとは、原則として複数の家庭が共同でごみを排出する場所をいい、それを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に届け出て、市が収集可能であると確認することにより決まる。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、閲覧が可能です。

ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、13 頁別表第 1 に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

エ 市民は、「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」を家庭ごみステーション又は廃棄物運搬用パイプライン施設に排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。

オ 市民又は事業者は、一般廃棄物を環境処理センターに搬出することができる。ただし、中身の見える状態で排出しなければならない。

## (3) 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができないホームヘルプサービスを利用する概ね 65 歳以上の高齢者（要介護 2 以上）又は障がいのある方（障がい者手帳所持者又は難病患者）で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する方を対象に、燃やすごみ、紙資源、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。また、希望者に対して安否確認も行い、生活環境に支障が生じないよう支援します。

#### (4) パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について、条例で定められた運用年限での適正運用に向け、計画的に事業を進めてまいります。

また、市民（利用者）と行政が一体となって、協働でパイプライン施設終了後の代替収集方法の検討を進めます。

●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法			
			一次処理	二次処理		
燃やすごみ	生ごみ類、布類、プラスチック類等	指定ごみ袋に収納して排出 木や枝は、長さ50cm以内、直径10cm以内に切り、片手で運べる量を紐で束ねる	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化		
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	段ボール	別々の袋、もしくは紐で束ねて排出	保管	資源物：再資源化
		雑誌・チラシ等	雑誌、チラシ、その他紙類			
		新聞紙	新聞紙			
		紙バック	紙バック			
	資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は、ビンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
	缶	スチール缶類、アルミ缶類	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
ビン	ジュースのビン、調味料のビン等		選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理		
その他燃やさないごみ	小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等	指定ごみ袋に収納して排出 危険ごみは、中身の見える別袋に入れて排出 ・整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等は中身を使い切り、中身の見える別袋に入れて排出 ・充電式電化製品や乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出 ・包丁・はさみ・ガラスの破片等は、厚紙に入れて、「キケン」と表示して中身の見える別袋に入れて排出 傘や蛍光灯は、袋に収納しなくてもよい	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理		
粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一辺) 50cm以上の燃やすごみ、 30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名もしくは受付番号等を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理		
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ビン」等に付けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化		
植木剪定ごみ	植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内、直径10cm以内に切って、紐等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化		

●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。一方、事業系ごみは、事業者が自ら持ち込むか、本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回		JR以北、楠町	委託			
	随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプラインに投入できない物)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	委託				
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	再生事業者施設内
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		紙パック	第4週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
	ペットボトル	第3週の水曜日及び第1・5・6週	全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)			ステーション方式	芦屋市環境処理センター
		第1・3・4・5週の水曜日	高浜町2～9番、若葉町				
	缶	第3週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営				
		南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	委託				
	毎 週	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)	委託				
	ビン	第1・5・6週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
JR以北、楠町			委託				
芦屋浜(新浜町、浜風町(5～8番を除く)、高浜町1・10～20番、緑町(1・3・4を除く)、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)		市直営					
南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～6番)		委託					
毎 週	芦屋浜(浜風町5～8番、高浜町2～9番、若葉町、緑町1・3・4番)	委託					
その他 燃やさないごみ	第2・4週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式			
		JR以北、楠町	委託				
	芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営					
	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	委託					
粗大ごみ	申込み・予約制	全市域	市直営	戸別収集			
一時多量ごみ							
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随 時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集			
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							

別表第1

収集曜日及び時間

町名 / 分別種類 出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ											粗大ごみ	一時多量ごみ 植木剪定ごみ
		資源ごみ												
		紙資源				ペットボトル		缶		ビン		その他 燃やさないごみ		
		段ボール	雑誌・チラシ等	新聞紙	紙パック									
午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで				
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
い	岩園町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	伊勢町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
う	打出小楯町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	打出町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
お	奥池町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥池南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥山	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	大原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
か	大樹町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	上宮川町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	春日町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	川西町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	海洋町1～6番	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	海洋町7～14番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
き	公光町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	楠町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
く	呉川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	三条町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
さ	三条南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	親工塚町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
し	清水町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	潮見町	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
す	涼風町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	精道町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
た	竹園町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	高浜町2～9番	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 月	毎週 金 午前	第2・4週 月				
	高浜町1・10～20番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
ち	大東町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	茶屋之町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
つ	月若町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	津知町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
な	業平町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	南宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
に	西山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	西戸屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	西蔵町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	新浜町	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
は	浜町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	浜戸屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町(5～8番除く)	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町5～8番	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	毎週 金 午前	第2・4週 金			
ひ	東戸屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	東山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	平田北町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
ふ	平田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	船戸町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ま	松ノ内町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	前田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	松浜町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
み	翠ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	南浜町1～9番	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	南浜町10～18番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮塚町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	緑町(1・3・4番除く)	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
や	緑町1・3・4番	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	毎週 金 午前	第2・4週 木			
	山手町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
よ	山戸屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	陽光町1～7番	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ろ	陽光町8番20号	火・金					第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	六麓荘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
わ	若宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	若葉町	バイブライ	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 火	毎週 金 午前	第2・4週 火				

申込み・予約制  
電話 22-2166  
月～金曜日の午前9時～午後4時まで

申込み・予約制  
電話 22-2155  
月～金曜日の午前7時30分～午後4時まで(毎12時～12時45分を除く)

## 9 中間処理計画

### (1) 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

#### ア ごみ及び粗大ごみの処理

##### (ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

##### (イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

##### (ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

#### イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

##### (ア) 紙くず

##### (イ) 木くず

##### (ウ) 繊維くず

##### (イ) その他市長が必要と認めたもの

#### ウ 特定家庭用機器再商品化法による特定家庭用機器廃棄物〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理するとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携も行っています。

#### エ 在宅医療廃棄物

##### (ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

##### (イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

#### オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

(2) 中間処理施設

- ア 名称：芦屋市環境処理センター
- イ 所在地：芦屋市浜風町 31-1
- ウ 処理設備：焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機
- エ 処理量：焼却処理 23,937t（令和7年度見込み値）  
資源化処理 2,228t（令和7年度見込み値）

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破砕機	可 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
		処 理 能 力	10t/5h 破砕寸法 200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
		処 理 能 力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

(3) ごみ処理施設整備計画

神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進め、芦屋市環境処理センター施設整備基本計画を策定します。

10 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

- ア 委 託 先：大阪湾広域臨海環境整備センター
- イ 搬 入 基 地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）
- ウ 埋立処分場：神戸沖埋立処分場
- エ 埋 立 方 法：海面埋立方式（管理型）
- オ 処 理 量：3,588t（令和7年度見込み値）

(参考)

別途、焼却灰の一部は再資源化します。（令和7年度見込み値：70t）